

令和6年度

魚津市・富山労働局雇用対策協定に基づく
実施計画

魚 津 市
富山労働局

目 次

第1章 趣旨

第2章 雇用対策の推進体制

- 1 市と労働局の窓口
- 2 雇用・労働対策関連情報の提供

第3章 雇用対策

- 1 若者の地元就職支援・UIJ ターンの促進
- 2 女性の活躍促進
- 3 人材確保の支援・総合的な雇用対策
- 4 高齢者や障がい者等の雇用促進

第4章 協定に基づく取り組みに関する目標

- 1 若者の地元就職支援・UIJ ターンの促進
- 2 女性の活躍促進
- 3 人材確保の支援・総合的な雇用対策
- 4 高齢者や障がい者等の雇用促進

第1章 趣旨

魚津市(以下「市」という。)と富山労働局(以下「労働局」という。)は市と労働局が行う雇用に関する施策について、効果的・効率的かつ一体的に実施し、地域の雇用確保と生活安定等に資することを目的に、令和6年1月22日「魚津市と富山労働局との雇用対策協定」を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び魚津公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)は、市内の雇用・労働環境の向上と就労支援の促進を図るため、実施計画をまとめ、互いに協力し、一体的に取り組むものとする。

第2章 雇用対策の推進体制

第5次魚津市総合計画において「ともにつくる 未来につなぐ 人と自然が輝くまち魚津」の実現を目指し、雇用機会の拡大と労働環境の整備について「雇用・労働環境の充実」という施策を掲げ、10年後の目指す姿が示されている。

第2期魚津市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても「魅力あるしごとをつくりそだて、若者・女性に働く場として選択されるまちにします」という基本目標に基づく施策の方向性として、「雇用・労働環境の充実」が施策に掲げられている。

これらのことから、雇用環境の整備や、求職者・事業主への就労に関する情報提供等が効果的に推進されるよう、市と労働局は協力体制の整備を図るものとする。

1 市と労働局の窓口

市においては産業建設部商工観光課、労働局においてはハローワークを雇用施策の窓口とし、就労支援をはじめとする様々な雇用対策について、情報の共有を図るとともに、協力して施策の推進を図る。

2 雇用・労働対策関連情報の提供

市とハローワークは、「ハローワーク魚津雇用対策推進協議会」を通じ、雇用・労働に関する情報や意見の交換による連携を強化し、効果的かつ迅速な対応と施策への反映を図る。

第3章 雇用対策

1 若者の地元就職支援・UIJターンの促進

若年層の市外流出と地元就業者の減少が進んでおり、市内企業の採用に影響を及ぼしていることから、学生等の地元就職を支援するとともに、市外からのUIJターンによる定住を促進する。

《市と労働局が連携して取り組む業務》

- 会社説明会・面接会の開催
- UIJターンに関する情報の共有を図り、連携して情報提供と就職支援を行う。
- 高校生を対象に開催される合同企業・業界説明に出展する企業支援
- 高校生およびUIJターンを希望する大学生等に向け、企業情報等の提供を実施する。

《市が実施する業務》

- 市内外の高校生(3年生)を対象に開催される合同企業・業界説明に出展する企業(本市に本店を有する)に支援を実施する。
- 市で定める居住誘導区域内で新規創業を推進し、UIJターンを希望する若年層に対し支援・周知を行う。
- 学生向けのUIJターンの促進するため、市定住応援サイト「魚津市で働いてみませんか」の運営により、UIJターン助成の紹介や市内企業とのマッチングを図る。

《労働局が実施する業務》

- 高校等との連携により、就職活動に課題のある学生等の担当者制による個別支援を行う。また、既卒3年以内・新規学卒者の就職後職場定着支援を実施する。
- 高校生に対する職業意識形成の促進のため、県教育委員会との連携により高校へ情報提供して、インターンシップ受入れ事業所を拡大する。
- 企業と高校の進路指導担当者との懇談会を開催し、高卒求人の申し込みをしている事業所と高校の指導担当者との情報交換を行い、ミスマッチの解消や就職促進を図る。
- ハローワークでのUIJターン求人の確保及び求人票へのUIJターン求人の表示を行い、ハローワークインターネットサービスを通じて対象求人を周知する。
- 東京、大阪のハローワークに設置されている地方就職支援コーナーとの連携やハローワークの全国ネットワークを活用して市内企業の求人情報等の発信及び就職マッチングに取り組む。
- 他県に滞在するなどにより来所できない者に対しては、オンライン職業相談を活用し、最寄りハローワークでの相談では難しい市内の最新の状況を踏まえた情報提供などをリアルタイムで行い、対面相談と同等のサービスを提供する。

2 女性の活躍促進

地域経済の活性化を図るうえで、女性が働きやすい職場づくりが重要であることから、男性の育児休暇取得の促進や女性の働く場の創出、女性のキャリアアップを支援するなど、女性の活躍を促進する。

《市と労働局が連携して取り組む業務》

- 男女がともに育児休業・短時間勤務制度などを取得しやすい就業環境の整備促進に向けて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する。
- 労働者が性別により差別されることのないよう、男女雇用機会均等法の周知を図り、併せて女性活躍促進のための制度や関連するセミナー等の情報提供を行う。
- ひとり親家庭の保護者に対し、市と連携した出張相談を実施する。

《市が実施する業務》

- 女性の活躍推進を目指すためのキャリアアップセミナーを開催する。
- 女性の活躍推進のための企業の環境改善を目的とした「富山県働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金」の対象となった市内事業者に対する市独自支援を実施する。
- 育児休業を取得した市内在住の男性従業員や市内企業に対し、男性の育児休業取得促進補助金を交付する。
- 男女共同参画事業の推進により、性別に関わらずお互いを尊重し、責任も分かち合うことができる男女共同参画社会の実現を目指す。

《労働局が実施する業務》

- 育児・介護を行う労働者が仕事と生活を両立し就業を継続できるよう、育児・介護休業の取得を促進、育児・介護休業給付制度の周知・徹底を行う。
- リカレント教育に資する訓練コースや短時間訓練の受講を奨励し職域拡大、就職促進を図る。
- ハローワークの「ひとり親サポートプラン」を活用した就職支援

3 人材確保の支援・総合的な雇用対策

人手不足に悩む企業の人材確保を支援するとともに、関係機関等と連携した総合的な雇用対策を推進する。

《市と労働局が連携して取り組む業務》

- 市が実施する「産業観光ツアー」についてハローワークの求職者等へ情報提供し、雇用に結びつけるよう支援を行う。
- 会社説明会・面接会の開催
- 内職相談に関して、情報共有を行い、連携しながら実施する。
- 人材確保と定着率向上を目的とした、企業の経営者・管理職向けに「従業員から選ばれた組織」になるためのセミナーを開催する。

《市が実施する業務》

- 「産業観光ツアー」を開催することにより、市内企業への理解を深めてもらい、雇用に結びつけるよう取り組む。
- 魚津市のHP「企業ガイド」に企業情報を掲載支援するとともに、県が公開している「就活ラインとやま」への市内企業の掲載を促すことで、企業PRの促進を図る。
- 従業員の技術向上を図るため、市内高等専門学校で技能を習得する費用を助成する。
- 市内中小企業で働く従業員を対象に、生活資金を融資する制度の実施により、安心して生活を送ることができるよう支援する。
- 家庭の事情によりご自宅での仕事をお探しの方を対象に内職相談を実施する。
- ひとり親の就労に対する就労支援の実施

《労働局が実施する業務》

- 求職者への求人情報の提供
- 求人事業主に対する求人票作成の助言、事業所訪問による情報収集、雇用管理改善の助言

4 高齢者や障がい者等の雇用促進

働く意欲のある高齢者や障がい者等の就労、社会参加と自立を支援する。

《市と労働局が連携して取り組む業務》

- 高齢者の職業経験を活かすことができる多様な働き方に対応した就労を支援する。
- 高齢者対象の求人情報の共有、情報提供
- 会社説明会・面接会の開催
- シルバー人材センターの周知と利用勧奨

《市が実施する業務》

- 市内事業者が、特定求職者雇用開発助成金(厚生労働省)の支給対象となる市内在住障がい者を常時雇用した場合、又は職場適応訓練費(厚生労働省)の支給対象となる市内在住障がい者を訓練終了後に常時雇用した場合に支援する。
- 45歳以上65歳未満の離職者で市内に2年以上在住し、公立の職業訓練施設に入校し、所定の課程を修了した場合に奨励金を交付する。
- 公益財団法人魚津市シルバー人材センターが行う「魚津市高齢者就業機会確保事業」への支援を行う。
- 障がい者総合支援法に基づく、障害者福祉サービス(就労定着支援等)の実施
- 自立支援プログラム推進事業の実施

《労働局が実施する業務》

- ハローワークの「生涯現役支援窓口」での相談、紹介等の就職支援を行う。
- 毎週、高齢者が応募可能な求人情報をまとめ、情報提供を行う。
- シルバー人材センターと連携し、定期的にシルバー人材センター相談会を開催し事業の周知を行う。また、同センターが実施している就業体験や技能講習の受講を勧奨し、職域拡大を図る。
- とやまシニア専門人材バンクと連携し、就職支援セミナーや出張相談会を実施し高齢者の就職支援を行う。
- ハローワークが中心となり、障害者就業・生活支援センターや、地域の関係機関との連携による障害者・企業向けチーム支援の推進を図る。
- 障害の特性に応じた雇用支援を図るため、各種助成金制度の活用を推進する。
- 障害者雇用率未達成事業所を中心としたセミナーを開催し、事業主の障害者雇用に対する意識改革を図る。
- ハローワークと障害者支援関係機関による事業所訪問等を実施し、職場定着指導や事業主に対する雇用管理指導等を行う。

第4章 協定に基づく取り組みに関する目標

市と労働局は、令和6年度の事業を推進し協定の目的を効果的に達成するため、市地域における具体的な取り組みの中から共通の目標を定める。

1 若者の地元就職支援・UJターンの促進

- ・市内外の高校生(3年生)を対象に開催される合同企業・業界説明の開催【1回】
- ・高校生の就職内定率【100%】

2 女性の活躍促進

- ・男性の育児休業取得促進補助金交付件数【申請件数 50 件】

3 人材確保の支援・総合的な雇用対策

- ・産業観光ツアー実施回数、参加企業数【実施回数3回、参加企業 14 社】
- ・「就活ラインとやま」掲載企業数【35 社】
- ・内職相談成約件数【30 件】
- ・ひとり親の就労支援数【10 人】
- ・人材不足分野(医療・福祉、建設、警備、運輸等)の就職件数
(ハローワークの紹介による)【368件】

4 高齢者や障がい者等の雇用促進

- ・生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数【57件】
- ・障がい者の就労支援数【180 人】
- ・障がい者の就職件数(ハローワークの紹介による)【106件】